

2024年10月1日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「パートナーシップ構築宣言」の更新について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2024年3月の下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を踏まえ、2021年1月に策定・公表した「パートナーシップ構築宣言」を、本日付で更新・公表しましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は、引き続き地域活性化のため、地元企業の事業発展にかかる各種支援に努めてまいります。

記

1. パートナーシップ構築宣言の概要

「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組みです。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）」「下請企業との望ましい取引慣行（振興基準）の遵守」に重点的に取り組むことを宣言します。

2. 主な更新内容

- 「価格決定方法」の項目に、以下の内容を追加しました。
 - 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で取引対価を決定する。
 - 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。
- 「価格決定方法」の項目中、「下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行う」旨の記載へ変更しました。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
経営企画部経営企画課 中島
TEL 022-225-8258

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○じもとホールディングスと連携し、自行内のほか、きらやか銀行などと県境を越えたビジネスマッチングを実施しております。

○子会社である仙台銀キャピタル&コンサルティングと連携し、M&A等の事業承継支援に努めております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先への訪問等により、取引先の経営課題やニーズの把握に努めております。

2021年1月18日
(2024年10月1日更新)

株式会社仙台銀行

企業名

代表取締役 坂爪 敏雄

役職・氏名（代表権を有する者）